

平成20年4月15日  
原子力安全・保安院  
関東東北産業保安監督部

## 電気事業法における保安管理業務の外部委託に係る承認の取り消しについて

原子力安全・保安院は、電気事業法上の自家用電気工作物に係る保安管理業務の外部委託において、電気主任技術者の免状の交付を受けていない者に同業務を行わせる等、受託者に不適切な行為があったことから、自家用電気工作物（26件）について、電気事業法施行規則第53条第5項の規定に基づき、保安管理業務の外部委託承認を取り消し、その旨を通知しましたのでお知らせいたします。

### 1. 本件の経緯

原子力安全・保安院は、昨年9月に実施した電気事業法に基づく自家用電気工作物の立入検査において、保安管理業務の受託者本人（電気主任技術者の免状の交付を受けている者）が作業を実施していないことが判明したため、当該受託者を雇用している新日本電興(株)（電気保安法人、埼玉県川口市佐間）及び当該受託者に対し、事実関係の報告を求めました。

その結果、当院は、新日本電興(株)及び同社に雇用された2名の者が、法人及び個人事業者として自家用電気工作物設置者と締結した保安管理業務の委託契約に関し、当該業務を電気主任技術者免状の交付を受けていない者に行かせていたこと（名義貸し）を確認しました。（確認された事業場数：242件）

このため、当院は、昨年11月及び12月、新日本電興(株)及び名義貸しを行った受託者2名に対し、厳重注意を行うとともに是正対策等の報告を求めました。新日本電興(株)及び名義貸しを行った受託者2名は、本年1月末及び2月末までに、当該受託者が行っていた保安管理業務を他の保安法人や管理技術者に移譲する旨報告していたところ、大多数が期日までに移譲されませんでした。

### 2. 原子力安全・保安院の対応

以上の事実関係から、当院は、電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第53条第2項第1号に規定する保安管理業務外部委託承認の要件に適合しないと判断し、行政手続法第13条に基づく聴聞（4月8日～14日）を経て、規則第53条第5項の規定に基づき、4月10日から15日にかけて、新日本電興(株)及び別紙に掲げる個人事業者との委託契約に基づく保安管理業務外部委託承認（26件）を取り消しました。

当院としては、上記の承認取消の日から2年間は、新日本電興(株)、別紙に掲げる個人事業者、当該者を保安管理業務に従事させる法人、との委託契約を基にした外部委託承認申請については、規則第52条の2第1号へ及び第2号ホ、ヘに該当し承認の要件を満たさないことから、承認しないことをお知らせいたします。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 関東東北産業保安監督部 電力安全課

担当者：浅賀、江頭、斎藤

電話：048-600-0385

## 行政処分の責めを負う法人及び個人事業者の概要

### < 法人 >

名称：新日本電興(株)

所在地：埼玉県川口市差間二丁目40番地1

代表取締役：齋藤 富美雄

事業内容：保安管理業務他

### < 個人事業者 >

氏名：齋藤 禎司

東京都東村山市在住

昭和43年3月18日、第3種電気主任技術者免状交付（番号：第04 - 01079号）

氏名：羽鳥 敦

東京都八王子市在住

電気事業法（昭和39年法律第170号）附則第7項において、みなされた免状